

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

能美市長 井出敏朗

市町村名 (市町村コード)	能美市 (17211)
地域名 (地域内農業集落名)	辰口地区1 (和佐谷町、岩本町、灯台笹町、大口町、宮竹町、三ツ口町、長滝町、筋生町、岩内町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月21日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・水稻作を主として、麦・大豆等を生産している。
- ・筋生町では令和4年の大雨災害をきっかけに大規模農家が山間の耕作地を撤退したため、耕作放棄田をどうするかが課題となっていたが、山間地の一部に市の特産品であるゆずの苗木を植える予定となっている。
- ・中山間地の認定をうけていない山間の農地の水路の老朽化や水不足など耕作環境が悪く、山際のイノシシ被害も多発している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・遠方からの入り耕作者との協議を行い、耕作エリアの住み分けを行い、効率の良い営農となるよう検討していく。
- ・岩内町は営農組合の法人化を検討中。現在麦だけを栽培しているが、将来は水稻も栽培していくことを模索している。
- ・中山間地域の指定をうけていない山間の農地について今後検討する必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	207.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	204.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

- ・ある程度集約されているが、一部遠方からの耕作者がいるため、地権者との協議により交換等を検討する。
- ・三ツ口町においては耕作意欲も高く現状維持でいくが、他集落との交換耕作を希望する農家もあり、今後検討する。
- ・宮竹町においては地元の大規模農家へ集約されているが、今後さらに集約が見込まれる。
- ・岩内町は今後集落営農を法人化することを検討しており、離農する農家の受け皿となる。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

利用権設定期間が終了する際に切り替えていく。集落営農の法人化の際に活用する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

必要に応じて今後検討

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

筋生町では地元耕作者が不在のなか、水害によって耕作できなくなった山間の農地を整備し、有機栽培を行っている他のエリアの耕作者を呼び込み、市の特産品であるゆずを栽培することとしている。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

必要に応じて今後検討

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】